

# 「証券六法令和3年版」正誤表

※本書に誤りがありました。ここに謹んでお詫び申し上げます。  
 お手数をお掛けいたしますが、左記のとおりご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

## ・ I 巻 763 頁（上段 一行目）

企業内容等の開示に関する内閣府令（第二号様式）

誤	正
(7) 【従業員株式所有制度の内容】 (46)	(7) 【役員・従業員株式所有制度の内容】 (46)

## ・ II 巻 126 頁（下段 前から九行目）

企業内容等の開示に関する留意事項について

誤	正
<p>【省略用語例】          このガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。</p>	<p>【省略用語例】          このガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。</p>

## ・ II 巻 132 頁（中段 後ろから三行目）

企業内容等の開示に関する留意事項について（二―一―二の次）

誤	正
<p>〔登載漏れ〕</p>	<p>（令第一条の六に規定する五〇名の計算方法）          二―二 令第一条の六に規定する五〇名は、発行しようとする有価証券の取得勧誘の相手方に同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。）の取得勧誘を行った相手方と同一の者が含まれる場合には、当該者も含めた延べ人数により計算することに留意する。</p>

・ II 卷 135 頁（上段 前から七行目）  
 企業内容等の開示に関する留意事項について（四―一の前）

誤	正
<p>（募集又は売出行為）          四―一 有価証券の募集又は売出し（法第四条第四項に規定する有価証券の売出し（以下略））</p>	<p>法第四条（募集又は売出しの届出）関係          （募集又は売出行為）          四―一 有価証券の募集又は売出し（法第四条第四項に規定する有価証券の売出し（以下略））</p>

・ II 卷 205 頁（上段 後ろから一六行目）  
 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（六二―の次）

誤	正
<p>〔登載漏れ〕</p>	<p>六八の四 規則第六八条の四の規定による記載については、次の点に留意する。          一 一株当たり純資産額とは、一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針に定める一株当たり純資産額をいうものとする。          二 一株当たり純資産額の算定上の基礎として、次に掲げる事項を注記することを妨げない。          (1) 貸借対照表の純資産の部の合計額と一株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る事業年度末の純資産額との差額の主な内訳          (2) 一株当たり純資産額の算定に用いられた事業年度末の普通株式の数の種類別の内訳          三 持分会社、組合及び信託の貸借対照表を作成する場合には、一単位当たり純資産額を注記するものとする。</p>

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（一三―五―四）

誤	正
一三―五―四 規則第一三条第五項第四号に規定する退職給付に係る会計処理の方法には、退職給付見込額の期間帰属方法並びに数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法が含まれることに留意する。	〔削除〕

令和二年一〇月